

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
意 見	<p>学校における毒物及び劇物については、文部科学省から、平成12年1月11日付け文初高第501号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等で依頼されており、各学校においては、理科薬品や保健室薬品などの適正な取扱いの確保をはじめとして、その保管・管理の徹底、管理体制の強化が求められている。</p> <p>また、学校における理科薬品の管理については、平成14年度の定期監査での指摘を受け、教育総務課では、平成15年3月に薬品管理台帳や薬品点検表の統一様式を作成し、毎年、各学校長宛に理科薬品の適正な管理についての通知を行っており、各学校においても、これらの台帳等を活用し、理科薬品の保管・管理の徹底に努めているところである。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、薬品点検表の不備や薬品管理台帳の記載の不備などにより、使用量及び在庫量が適正に把握されていない事例が複数見受けられたことから、今一度、薬品管理や対応状況の把握が徹底されるよう努められたい。</p>
回 答	<p>薬品の管理方法については、各学校長宛に毎年通知を行っているところであるが、今回の定期監査にて数量等が正しく管理されていない学校が見受けられたことから、令和3年7月9日に開催された定例校（園）長会にて改めて適切な管理を行うよう周知するとともに、令和3年7月21日付で全小中学校、幼稚園へ注意喚起の文書を送付し、同日に薬品の棚卸し及び管理台帳等の確認を依頼した。</p> <p>今後も管理が疎かになることがないよう、周知の機会を増やして継続的に対応してまいりたい。</p>